

令和 6 年度名古屋市教育委員会第39号議案

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 名古屋市図書館条例の一部改正により、令和 8 年度から北図書館、楠図書館、山田図書館、港図書館、南陽図書館及び南図書館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定の手續に係る規定の整備を行います。

【指定管理者制度導入館】

導入年度	図書館名
平成25年度	志段味図書館
平成29年度	中村図書館、富田図書館、緑図書館、徳重図書館
令和 5 年度	東図書館、守山図書館、名東図書館、天白図書館
令和 8 年度【今回】	北図書館、楠図書館、山田図書館、港図書館、南陽図書館、南図書館

- (2) 酷暑により自動車図書館の利用及び提供を安全に行うことができないことを理由に、令和 7 年度から夏季期間（7 月中旬～8 月末）の自動車図書館の巡回を取りやめることに伴い、休止期間前（6 月～7 月中旬）の自動車図書館の貸出冊数を増やす対応を行うことから、貸出冊数の上限に係る規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

（令和 7 年 3 月 24 日提出 総務部総務課）



名古屋市図書館館則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則

名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退館を命ずることがある。 (1)～(3) (略) (4) その他館長（東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館（以下「東図書館等」という。））にあつては、指定管理者。以下同じ。）において支障があると認める者	第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退館を命ずることがある。 (1)～(3) (略) (4) その他館長（東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館にあつては、指定管理者。以下同じ。）において支障があると認める者
第17条 自動車図書館において同時に個人	第17条 自動車図書館において同時に個人

貸出しすることのできる図書の数は、8冊以内とする。ただし、自動車図書館の業務に支障がない場合において、中央図書館長が特別の事由があると認めるときは、10冊を限度としてその数を増加することができる。

2 (略)

第30条 条例第5条第2項の規定による東図書館等の指定管理者の指定の申請は、名古屋市図書館指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2・3 (略)

貸出しすることのできる図書の数は、8冊以内とする。ただし、自動車図書館の業務に支障がない場合において、中央図書館長が特別の事由があると認めるときは、20冊を限度としてその数を増加することができる。

2 (略)

第30条 条例第5条第2項の規定による東図書館、北図書館、楠図書館、山田図書館、中村図書館、富田図書館、港図書館、南陽図書館、南図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館（以下「東図書館等」という。）の指定管理者の指定の申請は、名古屋市図書館指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2・3 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。